

第3編 障害福祉計画

第1章 成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

(1) 福祉施設入所から地域生活への移行者数

国の基本指針	
施設入所から地域生活への移行者数	
第4期計画	平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
第5期計画	平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

【本市における目標値】

本市における平成25年度末時点の福祉施設入所者数(継続入所者を除く)218人に対して、平成25年度末以降から平成29年度までの地域生活移行者数は5人(見込み)であり、2.3%が福祉施設入所から地域生活へ移行しており、成果目標の40人以上に対して35人(見込み)(87.5%)が未達成となっています。

本計画では、平成28年度末時点の福祉施設入所者数(継続入所者を除く)217人に対して、国の基本指針における地域生活移行目標の9%(20人)以上を移行することを平成32(2020)年度の目標値として定めます。

	第3期計画		第4期計画		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
施設入所者数(人)	218	207	207	217	211
地域生活移行者数(単年)		0	2	1	2
地域生活移行者数(累計)		0	2	3	5

	平成29年度 (第4期目標値)	平成29年度 (現状値/達成率) (見込み)	平成32(2020)年度 (第5期目標値)
地域生活移行者数	40人以上	5人/12.5%	20人以上

(2) 福祉施設入所者数の削減

国の基本指針	
施設入所者の減少数	
第4期計画	平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減することを基本とする。
第5期計画	平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とする。

【本市における目標値】

本市における、平成25年度末時点の福祉施設入所者数(継続入所者を除く)218人の11.5%(25人)削減することを平成29年度の目標値として定めたと、平成29年度の福祉施設入所者数は211人と7人(見込み)減少のため、成果目標に対して達成率は28.0%となります。

本計画では、国の目標に準じ、平成28年度末時点の福祉施設入所者数(継続入所者を除く)217人の2%(5人)以上を削減することを平成32(2020)年度の目標値として定めます。

	平成29年度 (第4期目標値)	平成29年度 (現状値/達成率) (見込み)	平成32(2020)年度 (第5期目標値)
施設入所者の減少数	25人以上	7人(28.0%)	5人以上

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	
第5期計画	平成32(2020)年度末までにすべての市町村ごとの協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。 ※市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、保健、医療、福祉関係者による協議の場について、1箇所を平成32(2020)年度の目標値として定めます。

	平成29年度 (現状値)	平成32(2020)年度 (第5期目標値)
目標値	0箇所	1箇所

3 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	
障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等	
第4期計画	平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備する。
第5期計画	平成32（2020）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備する。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、障害のある人の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点について、1箇所を整備することを平成32（2020）年度の目標値として定めます。

	平成29年度 （第4期目標値）	平成29年度 （現状値/達成率）	平成32（2020）年度 （第5期目標値）
目標値	—	0箇所/0%	1箇所

4 福祉施設から一般就労への移行

（1）福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針	
福祉施設から一般就労する人数	
第4期計画	平成24年度実績の2倍以上
第5期計画	平成28年度実績の1.5倍以上

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 〈見込み〉
一般就労移行者数(人)	1	0	0	5	5	4

【本市における目標値】

福祉施設から一般就労した平成24年度実績の人数1人の8倍である8人を平成29年度の目標値として定めましたが、平成29年度の実績は4人（達成率50.0%）（見込み）となっています。

本計画では、国の目標に準じ、平成28年度実績の一般就労移行者数である5人の1.5倍以上とし8人以上を平成32（2020）年度の目標値として定めます。

	平成29年度 （第4期目標値）	平成29年度 （現状値/達成率） 〈見込み〉	平成32（2020）年度 （第5期目標値）
福祉施設から一般就労する人数	8人以上	4人/50.0%	8人以上

(2) 就労移行支援事業の利用者数の増加

国の基本指針	
就労移行支援事業の利用者数	
第4期計画	平成25年度末の利用者から6割以上増加
第5期計画	平成28年度末の利用者から2割以上増加

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 〈見込み〉
就労移行支援利用者数(人)	3	5	2	5	9	10

【本市における目標値】

平成25年度末の就労移行支援事業利用者数5人から10割増加させ、10人を平成29年度の目標値として定めるところ、平成29年度の実績は10人（達成率100.0%）（見込み）となっています。

本計画では、国の目標に準じ、平成28年度実績の就労移行支援利用者数の9人を2割増加した11人以上を平成32（2020）年度の目標値として定めます。

	平成29年度 （第4期目標値）	平成29年度 （現状値/達成率） 〈見込み〉	平成32（2020）年度 （第5期目標値）
就労移行支援事業の利用者数	10人以上	10人/100.0%	11人以上

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

国の基本指針	
就労移行率が3割以上の事業所	
第4期計画	就労移行支援事業所のうち、全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成
第5期計画	就労移行支援事業所のうち、全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成

【本市における目標値】

本市には、平成29年度時点で1箇所の就労移行支援事業所があり、その施設について就労移行率3割を達成することを平成29年度の目標値として定めましたが、平成29年度の実績は0箇所（達成率0.0%）（見込み）となっています。

本計画では、国の目標に準じ、現施設すべてが就労移行率3割以上を達成することを平成32（2020）年度の目標値として定めます。

	平成29年度 （第4期目標値）	平成29年度 （現状値/達成率） 〈見込み〉	平成32（2020）年度 （第5期目標値）
目標値	1箇所	0箇所/0.0%	1箇所

(4) 障害のある人の一般就労への定着

国の基本指針	
職場定着率	
第5期計画	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上

【本市における目標値】

国の目標に準じ、就労定着支援事業の職場定着率を、8割以上とすることを支援開始1年後の目標値として定めます。

本市では平成30(2018)年度より就労定着支援事業を実施する見込みのため、平成31(2019)年度及び平成32(2020)年度の職場定着率8割以上を目標として定めます。

	平成29年度 (現状値)	平成31(2019)年度 (第5期目標値)	平成32(2020)年度 (第5期目標値)
目標値	-	8割以上	8割以上

第2章 障害福祉サービスの見込量及び確保方策

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

障害のある人などの居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、調理、掃除、洗濯等の援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護が必要な人の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、調理、掃除、洗濯等の援助や外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動を援護するとともに、必要な情報提供を行います。

(4) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常時介護を必要とする人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護支援、外出支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害があり、その介護の必要度が著しく高い人に対して、サービス利用計画に基づき居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

【訪問系サービスの実績及び達成率】

サービス種別		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率
居宅介護	実利用人数(人)	96	100	96.0%	95	100	95.0%	101	100	101.0%
	利用時間(時間)	1416.8	1564.8	90.5%	1270	1564.8	81.2%	1271	1564.8	81.2%
重度訪問介護	実利用人数(人)	4	5	80.0%	4	5	80.0%	5	5	100.0%
	利用時間(時間)	358.5	443.8	80.8%	359.5	443.8	81.0%	364.5	443.8	82.1%
同行援護	実利用人数(人)	6	5	120.0%	13	5	260.0%	14	5	280.0%
	利用時間(時間)	87.5	85.0	102.9%	127	85.0	149.4%	103	85.0	121.2%
行動援護	実利用人数(人)	0	0	-	1	0	-	1	0	-
	利用時間(時間)	0	0	-	1.5	0	-	1.5	0	-
重度障害者等包括支援	実利用人数(人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	利用時間(時間)	0	0	-	0	0	-	0	0	-

(各年度 9 月分実績)

【見込量設定の考え方】

現在の訪問系サービス、その他の利用者数を基礎として、利用時間の伸びや新たな利用者を勘案して利用者数と利用時間を見込みます。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
居宅介護	実利用人数(人)	95	95	95
	利用時間(時間)	1,310	1,330	1,330
重度訪問介護	実利用人数(人)	4	5	5
	利用時間(時間)	340	420	420
同行援護	実利用人数(人)	15	15	15
	利用時間(時間)	130	130	130
行動援護	実利用人数(人)	1	1	1
	利用時間(時間)	1	1	1
重度障害者等包括支援	実利用人数(人)	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0

(月間)

【見込量確保のための方策】

障害に応じて、必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、地域生活を推進する体制を整備します。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、日中に施設で、入浴、食事の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人が地域生活を営むうえで、身体機能、生活能力の維持・向上のため、一定期間、身体機能のリハビリテーションや歩行訓練等を行います。

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障害のある人や精神障害のある人が地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などのため、一定期間、食事等日常生活能力を向上するための訓練を行います。

(4) 就労移行支援

一般就労等を希望する65歳未満の障害のある人が、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

(5) 就労継続支援（A型）

事業所内において、雇用契約に基づく働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、一般就労への移行に向けた支援も行います。

(6) 就労継続支援（B型）

一般企業や就労継続支援事業（A型）での就労経験があって、年齢や体力の面で就労が困難となった人などに雇用契約に基づかない働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(7) 就労定着支援 【新規】

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

(8) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において医学的管理の下に、食事、入浴等の介護及び日常生活上の相談支援等を行います。

(9) 短期入所

自宅において、障害のある人の介護をする人が病気等の場合に、短期間（夜間も含め）施設で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援等を行います。

【日中活動系の実績及び達成率】

サービス種別	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			
	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	
生活介護	実利用人数(人)	302	275	109.8%	309	275	112.4%	308	275	112.0%
	利用人日(人日)	6,079	5,497	110.6%	6,095	5,497	110.9%	5,720	5,497	104.1%
自立訓練 (機能訓練)	実利用人数(人)	1	3	33.3%	0	3	0.0%	0	3	0.0%
	利用人日(人日)	21	57	36.8%	0	57	0.0%	0	57	0.0%
自立訓練 (生活訓練) 宿泊型を含む	実利用人数(人)	8	10	80.0%	4	10	40.0%	7	10	70.0%
	利用人日(人日)	186	246	75.6%	135	246	54.9%	155	246	63.0%
就労移行支援 養成施設を含む	実利用人数(人)	14	10	140.0%	17	10	170.0%	9	10	90.0%
	利用人日(人日)	132	168	78.6%	220	168	131.0%	186	168	110.7%
就労継続支援 (A型)	実利用人数(人)	56	60	93.3%	60	60	100.0%	71	60	118.3%
	利用人日(人日)	1,152	1,224	94.1%	1,186	1,224	96.9%	1,426	1,224	116.5%
就労継続支援 (B型)	実利用人数(人)	354	380	93.2%	354	390	90.8%	366	390	93.8%
	利用人日(人日)	6,211	6,393	97.2%	6,108	6,561	93.1%	6,162	6,561	93.9%
療養介護	実利用人数(人)	21	30	70.0%	22	30	73.3%	19	30	63.3%
短期入所	実利用人数(人)	24	30	80.0%	24	30	80.0%	27	30	90.0%
	利用人日(人日)	181	199	91.0%	186	199	93.5%	138	199	69.3%

(各年度9月分実績)

【見込量設定の考え方】

現在の各日中活動系サービスの利用者数を基礎として、新たな利用者や施設の増加を勘案して利用者数等を見込みます。また、利用人日は利用者数に標準的な月間利用日数を乗じたサービスの利用日数を表しています。

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
生活介護	実利用人数(人)	310	310
	利用人日(人日)	6,070	6,070
自立訓練 (機能訓練)	実利用人数(人)	1	1
	利用人日(人日)	20	20
自立訓練 (生活訓練) 宿泊型を含む	実利用人数(人)	7	8
	利用人日(人日)	150	170
就労移行支援 養成施設を含む	実利用人数(人)	15	15
	利用人日(人日)	240	240
就労継続支援 (A型)	実利用人数(人)	70	70
	利用人日(人日)	1,380	1,380
就労継続支援 (B型)	実利用人数(人)	370	370
	利用人日(人日)	6,310	6,340
就労定着支援	実利用人数(人)	4	6
療養介護	実利用人数(人)	20	20
短期入所 (福祉型)	実利用人数(人)	25	25
	利用人日(人日)	170	170
短期入所 (医療型)	実利用人数(人)	3	3
	利用人日(人日)	10	10

(月間)

【見込量確保のための方策】

利用者の意向や障害の状況に応じて、適切に支援できるよう、日中活動系サービスの整備に努めます。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助 【新規】

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や、随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

一人暮らしをするには不安のある障害のある人に対して、地域において自立した日常生活を営むために、グループホームで日常生活上の相談や援助を行います。

(3) 施設入所支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介助を行います。

【居住系サービスの実績及び達成率】

サービス種別		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率
共同生活援助	実利用人数（人）	124	120	103.3%	126	120	105.0%	126	120	105.0%
施設入所支援	実利用人数（人）	211	187	112.8%	214	187	114.4%	208	187	111.2%

（各年度 9 月分実績）

【見込量設定の考え方】

現在の各居住系サービスや、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、また、新たな利用者を勘案して利用者数を見込みます。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自立生活援助	実利用人数（人）	6	6	6
共同生活援助	実利用人数（人）	130	130	130
施設入所支援	実利用人数（人）	210	210	210

（月間）

【見込量確保のための方策】

地域における居住の場としてのグループホーム等の充実を図るとともに、施設入所から地域生活への移行を進めます。

4 相談支援サービス

(1) 計画相談支援

障害福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案したサービス等利用計画の作成や、サービス等利用計画の見直し等の便宜を供与するサービスです。

(2) 地域移行支援

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保や新生活の準備等、退所（退院）後の生活を支えるサポート体制の確保について支援を行います。

(3) 地域定着支援

居宅において単身で生活している人や同居している家族による支援を受けられない障害のある人に対して、障害特性に起因して生じた緊急（夜間等を含む）の事態における連絡、相談等の必要なサポート体制の確保について支援を行います。

【相談支援サービスの実績及び達成率】

サービス種別	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			
	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	
計画相談支援	実利用人数(人)	171	160	106.9%	188	160	117.5%	193	160	120.6%
地域移行支援	実利用人数(人)	0	5	0.0%	1	5	20.0%	1	5	20.0%
地域定着支援	実利用人数(人)	1	5	20.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%

(各年度 9 月分実績)

【見込量設定の考え方】

現在の各相談支援サービスの利用者数を基礎として、新たな利用者数を勘案して利用者数を見込みます。

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	
計画相談支援	実利用人数(人)	180	180	180
地域移行支援	実利用人数(人)	9	9	9
地域定着支援	実利用人数(人)	6	6	6

(月間)

【見込量確保のための方策】

各事業所の相談支援専門員の増員を促し、障害福祉サービスの円滑な提供ができるよう相談支援体制の充実・強化に努めます。

第3章 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

障害者総合支援法において地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の判断で柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を実施し、障害のある人の生活を支援しています。

現状の各サービス利用者数及びニーズ等を勘案し、サービス量、サービス提供体制等を見込みます。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

【理解促進研修・啓発事業の実績】

サービス種別		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【サービスの見込み】

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

【自発的活動支援事業の実績】

サービス種別		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【サービスの見込み】

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

障害のある人からの福祉に関する各種の問題等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の障害福祉サービスの利用支援を行います。

また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。

②基幹相談支援センター

支援困難事例への専門的な対応、相談支援事業者への助言や人材育成の支援など、地域における相談支援の中核機関としての役割を担います。

③基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援体制の強化や地域移行・地域定着に向けた取組を行います。

【相談支援事業の実績】

サービス種別		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率
障害者相談支援事業	箇所	4	4	100.0%	4	4	100.0%	4	4	100.0%
	相談件数 (件)	16,301	9,000	181.1%	19,018	9,000	211.3%	-	9,000	-
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の有無	有	有	-	無	有	-	有	有	-

【サービスの見込量】

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
	相談件数 (件)	19,000	19,000	19,000
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助し、障害のある人の権利擁護を図ります。

【成年後見制度利用支援事業の実績】

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実績	実績	実績 (見込み)
成年後見制度 利用支援事業	実利用者 (人)	5	10	13

【サービスの見込量】

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度 利用支援事業	実利用者 (人)	15	20	25

(5) 意思疎通支援事業

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害のある人が、手話通訳・要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

②手話通訳者設置事業

市役所、相談所等に手話通訳者を設置し、聴覚障害のある人の相談・支援体制を充実します。

【意思疎通支援事業の実績】

サービス種別		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績 (見込み)	見込量	達成率
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	人/月	9	15	60.0%	6	15	40.0%	10	15	66.7%
手話通訳者設置 事業	設置者数 (非常勤)	非常勤 2名	非常勤 2名	100.0%	非常勤 2名	非常勤 2名	100.0%	非常勤 2名	非常勤 2名	100.0%

【サービスの見込量】

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	人/月	8	8	8
手話通訳者設置 事業	設置者数 (非常勤)	2	2	2

(6) 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対して、障害の種類、状況等に応じた自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与します。

【日常生活用具給付等事業の実績】

サービス種別		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績 (見込み)	見込量	達成率
介護訓練支援用具	件/年	9	10	90.0%	4	10	40.0%	6	10	60.0%
自立生活支援用具	件/年	12	15	80.0%	11	15	73.3%	18	15	120.0%
在宅療養等支援用具	件/年	14	20	70.0%	16	20	80.0%	12	20	60.0%
情報・意思疎通支援用具	件/年	19	20	95.0%	22	20	110.0%	13	20	65.0%
排せつ管理支援用具	件/年	1,870	1,750	106.9%	1,869	1,750	106.8%	2,050	1,750	117.1%
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	4	10	40.0%	2	10	20.0%	4	10	40.0%

【サービスの見込量】

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護訓練支援用具	件/年	10	10	10
自立生活支援用具	件/年	20	20	20
在宅療養等支援用具	件/年	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件/年	20	20	20
排せつ管理支援用具	件/年	2,100	2,100	2,100
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	10	10	10

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人、音声言語機能障害のある人のコミュニケーションの円滑化の手段としての手話の技術等の指導を行い、手話奉仕員を養成します。

【手話奉仕員養成研修事業の実績】

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実績	実績	実績〈見込み〉
手話奉仕員養成 研修事業	登録見込み者数 (人)	8	4	5

【サービスの見込量】

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話奉仕員養成 研修事業	登録見込み者数 (人)	7	7	7

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、地域における自立生活や社会参加を促進するために、外出のための支援を行います。

【移動支援事業の実績】

サービス種別		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績 〈見込み〉	見込量	達成率
移動支援事業	箇所	16	16	100.0%	16	16	100.0%	15	16	93.8%
	人/月	29	55	52.7%	34	55	61.8%	42	55	76.4%
	時間/月	197	230	85.7%	240	230	104.3%	348	230	151.3%

【サービスの見込量】

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
移動支援事業	箇所	15	15	15
	人/月	50	50	50
	時間/月	350	350	350

(9) 地域活動支援センター

創作的活動若しくは生産活動の機会又は機能訓練その他のサービスを提供することにより、障害のある人の地域での自立した生活及び社会参加を促すことを目的としてサービスを提供します。

【地域活動支援センターの実績】

サービス種別		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績 <見込み>	見込量	達成率
地域活動支援 センター I 型	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人/月	193	200	96.5%	201	200	100.5%	187	200	93.5%

【サービスの見込量】

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
地域活動支援 センター I 型	箇所	1	1	1
	人/月	200	200	200

【見込量確保のための方策】

- ・「社会的障壁」を除去するために、障害及び障害のある人への理解を深めるための啓発活動を実施します。
- ・障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
- ・障害者相談支援事業所の周知活動を進めるとともに、基幹相談支援センターを拠点として、専門的な指導・助言、情報収集及び提供、人材の育成等の相談支援体制を整備します。
- ・障害のある人の権利擁護のために成年後見制度の周知や利用の促進を図り、日常生活で必要となる日常生活用具給付事業の給付対象品目の調査、情報提供に努めます。

2 その他の事業

【その他の事業の実績】

サービス種別		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			
		実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績 〈見込み〉	見込量	達成率	
日中一時支援事業	箇所	19	17	111.8%	19	17	111.8%	19	17	111.8%	
	人 / 月	164	700	23.4%	138	700	19.7%	104	700	14.9%	
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等	回	1	2	50.0%	1	2	50.0%	1	2	50.0%
	点字・声の広報等発行等	種類	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	奉仕員養成研修	講座	5	5	100.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%
	自動車運転免許取得・改造助成事業	件 / 年	2	10	20.0%	4	10	40.0%	2	10	20.0%
	移送サービス	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
		人 / 年	372	500	74.4%	299	500	59.8%	300	500	60.0%
盲導犬育成助成事業	件 / 年	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	

【サービスの見込量】

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
日中一時支援事業	箇所	20	20	20
	人 / 月	140	140	140
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等	回	1	1
	点字・声の広報等発行等	種類	2	2
	奉仕員養成研修	講座	5	5
	自動車運転免許取得・改造助成事業	件 / 年	4	4
	移送サービス	箇所	1	1
		人 / 年	340	340
盲導犬育成助成事業	件 / 年	1	1	

【見込量確保のための方策】

- ・日中一時支援事業は、介護をしている家族の負担軽減、家族の就労支援、障害のある人の日中活動の場の確保等を見込み、今後も継続的に実施します。
- ・スポーツ・レクリエーション活動を通じて障害のある人の体力増進や交流を促進し、文字による情報入手が困難な障害のある人に、音訊により広報紙を定期的に提供します。